

倉吉市測量等業務指名業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倉吉市が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント（以下「測量等業務」という。）並びに建設工事に準ずる業務（業務の履行にあたり建設業法第7条第2項に規定する知識及び技術又は技能を有する者を従事者とすることが適当と判断し、同法に規定される建設業者を委託先とする業務をいい、以下「建設業務」という。）の委託を指名競争入札（以下「入札」という。）に付する場合の指名業者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(測量等業務入札参加資格の審査)

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により入札に参加する者の資格審査を行うため、必要な事項を定め告示するものとする。

- 2 入札参加を希望する業者は、別に定める測量等業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を市長の定める期日までに提出し、資格審査を受けるものとする。
- 3 申請書の提出のあった業者について、その添付書類等により適格性を審査し、入札参加資格の有無を決定する。
- 4 前項の規定による入札参加資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）の有効期間は、2か年度以内とする。

(選定方針)

第3条 次の各号に掲げる業務に係る指名業者は、当該業種に係る有資格者の中から選定する。ただし、特別な技術を必要とすること等により当該業種に係る有資格者の中から指名業者を選定することが困難だと認められる場合においては、他の業種に係る有資格者の中から指名業者を選定することができる。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) 建設工事に準ずる業務

- 2 建設業務に係る指名業者は、倉吉市建設工事指名業者選定要綱第2条に規定する有資格者の中から選定する。

(指名業者の内申)

第4条 指名業者の選定にあたっては、別記様式の測量等業務委託業者指名内申及び審査票（以下「審査票」という。）に理由書を添付し、第6条に規定する測量等業務指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）へ内申するものとする。

2 内申の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 測量等業務及び建設業務を発注する課長等（以下「発注課長」という。）は、前条に掲げる業務の発注を行う場合、当該業務の概要を建設部管理計画課長（以下「内申者」という。）へ報告するものとする。
- (2) 内申者は、指名することが適当と認められる業者を選定し、審査委員会へ内申するものとする。この場合、有資格者の本店及び営業所（申請書に基づく登録営業所をいう。）の所在地による地域性及び配置する技術者数等を考慮して行うものとする。

3 内申にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の進捗状況が遅れているもの又は経営内容及び労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる有資格者については、その状態が改善されるまでの間は内申を差し控えること。
- (2) 同時に複数の業務を発注する場合における業者選定にあたっては、特定の業者への指名の偏重が生じないように特に留意すること。

4 審査委員会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 内申者は、第6条第2項で規定される審査委員会の委員長に対し、審査委員会の開催を依頼するものとする。
- (2) 委員長は、第6条第2項で規定される審査委員会の委員を招集し、審査委員会を開催するものとする。

(指名業者の決定)

第5条 指名業者は、内申者から内申のあった審査票に基づき、審査委員会において、当該業務における履行能力及び適正等を審査し、決定するものとする。

2 指名業者数は、次表のとおりとする。ただし、特別な事情等でこれによりがたい場合は、その理由書を審査票に添付し、審査委員会において指名業者数を決定するものとする。

発注区分	指名業者数
4,000万円以上	公募型指名競争入札
4,000万円未満から1,000万円以上	8社以上
1,000万円未満	5社以上

(審査委員会)

第6条 市長は、測量等業務及び建設業務の指名業者の選定に関し適正を期するため、審査委員会を設置するものとする。

2 審査委員会は、業務規模（設計金額）により、次の委員で組織する。ただし、発注課長が委員の場合は、発注課長を審査委員会の構成から除外するものとする。

業務規模（設計金額）	審査委員会の構成
3,000万円以上	副市長、各部長、 上下水道局長 及び教育委員会事務局長 〔委員長は副市長、副委員長は建設部長〕
1,000万円以上3,000万円未満	各部長、 上下水道局長 及び教育委員会事務局長 〔委員長は建設部長、副委員長は 生活産業部長 〕
1,000万円未満	建設部長、建設部建設課長、建設部建築住宅課長、 建設部地域整備課長及び上下水道局工務課長 〔委員長は建設部長、副委員長は建築住宅課長。ただし、建築住宅課長が発注課長である場合、副委員長は建設課長。〕

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 審査委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開き審査することができない。

5 委員長は、必要に応じ、発注課長等を審査委員会へ出席をさせることができる。

6 審査委員会の審議は公開しない。また、何人も審査委員会の内容を他に漏らしてはならない。

(随意契約)

第7条 随意契約を行う場合、その契約先は第2条第3項に規定する有資格者とする。ただし、特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指名業者の選定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

測量等業務委託業者指名内申及び審査票

年 月 日

発注部署	
業務種別	

指名内申者職氏名

印

業務の名称				履行場所	
履行期間					
設計金額	円	業務履行上の必要事項			
		その他参考事項			
指名(内申)業者			施行中の市	審査結果 (適・否)	
業者名	住所		業務件数		
入札日時	年 月 日	午前・後	時 分	入札場所	
現場説明日時	年 月 日	午前・後	時 分	現場説明場所	
審査の結果上記のとおり決定する。					
審査委員					
審査委員長					印